

道路交通法改正のお知らせ

2019年12月1日 施行

01日 11月 2019

「ながら運転」の厳罰化を周知していますか？

■12月1日より、改正道路交通法が一部施行されます

さる2019年6月5日に改正道路交通法が公布され、その一部が12月1日から施行されます。

今回施行される改正部分は、以下のように携帯電話使用等の罰則強化がポイントです。施行前に事業所の運転者に周知して、ながら運転を防止しましょう。

1 携帯電話使用等の罰則強化

携帯電話やスマートフォンを手に持った通話や画面を注視したり、カーナビゲーション装置の画面を注視する「ながら運転」への罰則が大幅に強化され、事故など交通の危険を生じさせた場合は、「1年以下の懲役刑」など厳罰が科せられます。

また、違反点数と反則金も約3倍と大幅に引き上げられましたので、運転者が免許停止や免許取消し処分を受ける可能性が高くなります。

2 ながら運転を「免許の仮停止処分」の対象に

携帯電話使用等の違反をして交通事故などの危険を生じさせ（交通の危険）、人を死傷させた場合は、運転免許の効力の仮停止の対象に含めることになりました。

（※『免許効力の仮停止』は交通事故などの発生時、即座に運転免許の効力仮停止や運転の仮禁止が可能な処分で、点数制度による免許停止処分とは異なります。30日を超えない範囲とされており、死傷事故で適用される違反は、無免許運転、麻薬等運転、酒酔い運転、過労運転など悪質な違反に限られています）

ながら運転
罰則強化！

2019.12.1
施行



3 運転免許証の再交付要件の緩和など（→ [文末の囲み](#)を参照）

**2019.12.1
施行**

スマホ・携帯・カーナビ等の「ながら運転」罰則強化！

携帯電話使用等	改正前	改正後
交通の危険を生じさせた場合(※)	<p>【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金</p> <p>【違反点数】 2点 (酒気帯び点数14点)</p> <p>【反則金】 普通車 9,000円 等</p>	<p>【罰則】 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金</p> <p>【違反点数】 6点 → 免許停止 (酒気帯び点数16点) → 免許取消し</p> <p>【非反則行為となり、すべて罰則が適用されることになります】</p>
保持	<p>【罰則】 5万円以下の罰金</p> <p>【違反点数】 1点 (酒気帯び点数14点)</p> <p>【反則金】 大型車 7,000円 普通車 6,000円 二輪車 6,000円 原付車 5,000円</p>	<p>【罰則】 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金</p> <p>【違反点数】 3点 (酒気帯び点数15点) → 免許取消し</p> <p>【反則金】 大型車 25,000円 普通車 18,000円 二輪車 15,000円 原付車 12,000円</p>

※「交通の危険」を生じさせ、死傷事故を起こした場合は、即、免許の仮停止対象となる。

スマホなどを注視して危険を招くと、懲役1年以下の刑罰もあります！



判決文では次のように被告の悪質性を列挙

- ・制限速度を約20キロ超過する100キロの高速で進行しながら、漫画アプリをスマートフォンで読んでいた。
- ・ドライブレコーダー映像によれば事故の約16秒前（444m手前）で前方のバイクを発見することが可能だった。
- ・衝突直前までに気づかなかったのは、被告が相当長い間、意識を手元のスマートフォンに集中させていたものと考えられる。